

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・ 区画漁業の免許（3件）	//
・ 公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・ 土地改良区の清算人の退任	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の役員の退任	//
・ 落札者等	教育環境整備課
◎ 雑 報	
・ 公募型プロポーザルの実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第437号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

西有家町加入区

長崎県告示第438号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

鹿町町加入区

長崎県告示第439号

令和7年9月1日付けをもって次のとおり長崎県南部海区における区画漁業を免許したので公示する。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 令和7年長崎県告示第293号 |
| 2 免許番号 | 別表のとおり |

3	漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4	漁場の位置	別表のとおり
5	漁場の区域	別表のとおり
6	漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7	存続期間	別表のとおり
8	個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9	条件	別表のとおり
10	その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課において縦覧に供する。

長崎県告示第440号

令和7年9月1日付けをもって次のとおり長崎県北部海区における区画漁業を免許したので公示する。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1	海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和7年長崎県告示第294号
2	免許番号	別表のとおり
3	漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4	漁場の位置	別表のとおり
5	漁場の区域	別表のとおり
6	漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7	存続期間	別表のとおり
8	個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9	条件	別表のとおり
10	その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課及び壱岐振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

長崎県告示第441号

令和7年9月1日付けをもって次のとおり五島海区における区画漁業を免許したので公示する。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1	海区漁場計画の公示の際の公示番号	令和7年長崎県告示第295号
2	免許番号	別表のとおり
3	漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4	漁場の位置	別表のとおり
5	漁場の区域	別表のとおり
6	漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7	存続期間	別表のとおり
8	個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9	条件	別表のとおり
10	その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県五島振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

長崎県告示第442号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和7年9月2日

瀬戸港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1	埋立ての免許年月日
	令和7年8月25日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

ア 位置

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字綿刈屋2521番12の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

157.92平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷字綿刈屋2521番12、2521番13、2521番16、2521番3及び同地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

3,719.96平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地、護岸敷

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ長崎平和町店

長崎県長崎市平和町21番

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社九電工 代表取締役 石橋 和幸

福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONEFUKUOKABLDG. 14階

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年3月31日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,294平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物屋上 33台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 18台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北西側 48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北西側 12.67立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地西側 1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和7年7月30日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第18項の規定により、清算法人鯛の鼻土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏 名	住 所
松 山 矢 市	平戸市獅子町1050番地
田 淵 弘	平戸市獅子町1320番地
田 中 金太郎	平戸市深川町285番地 1
松 永 一 久	平戸市深川町296番地
塚 本 孝 博	佐世保市上相浦町 5 番地14
鴨 川 勝	平戸市大石脇町618番地
松 尾 国 夫	平戸市迎紐差町150番地
塚 本 勇	平戸市朶の原町342番地 3
前 頭 治 夫	平戸市獅子町968番地 1

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、清算法人鯛の鼻土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
山 浦 豊 孝	平戸市深川町815番地イ
松 口 修 治	平戸市獅子町580番地

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量
令和7年度教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守契約
教職員事務用パソコン 1,378台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3323
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和7年8月22日
- 5 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏
- 6 落札価格
217,158,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和7年7月8日
- 8 落札方式
最低価格

雑 報**公募型プロポーザルの実施（公告）**

次のとおり、令和7年度長崎県立大学エンゲージメント向上対策業務の契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年9月2日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

- 1 業務概要
 - (1) 業務件名 令和7年度長崎県立大学エンゲージメント向上対策業務
 - (2) 業務内容 仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに参加申込書（様式A）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

(1) 「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第3条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ていない者

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第2条第2項に定める資格

(3) この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者

(4) この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び公募型プロポーザル募集要項等の関係資料は、この公告の日から11に定める部署で配布するほか、次に示す長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。 <https://sun.ac.jp/tender/>

5 参加申込みの方法等

プロポーザルに参加したい者は、参加申込書（様式A）及び関係書類を次により提出すること。

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 11に定める部署

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期間 この公告の日から令和7年9月19日（金）17:00まで（大学の休日を除く。）の9:00から17:00の間（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

(5) その他

提出書類には競争入札参加資格に係る書類も必要であることから、競争入札参加資格申請に係る問い合わせは以下に照会のこと。

（住 所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

（名 称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

（電 話）0956-47-5356

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を審査し、審査結果を令和7年9月30日（火）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の実施要項により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 11に定める部署

(3) 提出部数 紙資料8部（原本1部、コピー7部）、PDFデータ1部

(4) 提出期間 この公告の日から令和7年10月2日（木）17:00まで（大学の休日を除く。）の9:00から17:00の間（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、「令和7年度長崎県立大学エンゲージメント向上対策業務に係るプロポーザル審査委員会」による審査を行い、契約候補者と次点者を選定する。

9 契約の締結

「長崎県公立大学法人会計規則」の規定により、契約候補者と「令和7年度長崎県立大学エンゲージメント向上対策業務」についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該候補者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、「長崎

県公立大学法人契約事務取扱規程」第31条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部の納付を免除する。また、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア プロポーザル実施日の前日から前々年度までの間において、今回と同規模程度の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

- 11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等
（住 所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
（名 称）長崎県公立大学法人 総務課総務グループ
（電 話）0956-47-2191

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の参加団体との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (3) 仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとする。
- (4) 契約書を要する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト